

旭川市議会会議録 第2号

○令和8年2月26日（木曜日）

開議 午前10時00分

散会 午前11時55分

○出席議員（32名）

1番 横山 啓一
2番 いしかわ まさき
3番 笠井 まなみ
4番 あべ なお
5番 中村 みなこ
6番 江川 あや
7番 上野 和幸
8番 植木 だいすけ
9番 小林 ゆうき
10番 駒木 おさみ
11番 皆川 ゆきたけ
12番 たけいし よういち
13番 石川 まさゆき
14番 沼崎 雅之
15番 まじま 隆英
16番 高橋 紀博
17番 品田 ときえ
18番 塩尻 英明
19番 高木 ひろたか

20番 中野 ひろゆき
21番 えびな 安信
22番 高橋 ひでとし
25番 石川 厚子
26番 能登谷 繁
27番 高見 一典
28番 金谷 美奈子
29番 高花 えいこ
30番 中村 のりゆき
31番 安田 佳正
32番 松田 卓也
33番 福居 秀雄
34番 杉山 允孝

○欠席議員（2名）

23番 菅原 範明
24番 佐藤 さだお

○説明員

市	長	今	津	寛	介
副	市	中	村		寧
副	市	菅	野	直	行
副	市	梶	井	正	将
総合政策部長		熊	谷	好	規
行財政改革推進部長		浅	利		豪
地域振興部長		三	宅	智	彦
総務部長		土	岐	尚	義
市民生活部長		樽	井	里	美
福祉保険部保険制度担当部長		高	田	敏	和
子育て支援部長		向	井	泰	子
健康保健部長		山	口		亮
土木部長		富	岡	賢	司
消防長		河	端	勝	彦
教育長		和	田	英	邦
学校教育部長		坂	本	考	生
社会教育部長		田	村		司
水道事業管理者		佐	藤	幸	輝
市立旭川病院事務局長		木	村	直	樹
監査委員		大	鷹		明
監査事務局長		酒	井	睦	元

○事務局出席職員

議会事務局長	稲	田	俊	幸
議会事務局次長	林	上	敦	裕
議事調査課長補佐	小	川	智	之
議事調査課主査	佐	藤	友	紀
議事調査課主査	信	濃	孝	美

○会議録署名議員

13番	石	川	まさゆき
34番	杉	山	允孝

○議事日程

日程第2 議案第1号ないし議案第13号

日程第3 報告第1号

○追加議事日程

日程第4 議案第14号 令和8年度旭川市一般会計予算について

日程第4 議案第15号 令和8年度旭川市国民健康保険事業特別会計予算について

日程第4 議案第16号 令和8年度旭川市動物園事業特別会計予算について

日程第4 議案第17号 令和8年度旭川市公共駐車場事業特別会計予算について

日程第4 議案第18号 令和8年度旭川市育英事業特別会計予算について

日程第4 議案第19号 令和8年度旭川市介護保険事業特別会計予算について

日程第4 議案第20号 令和8年度旭川市母子福祉資金等貸付事業特別会計予算について

日程第4 議案第21号 令和8年度旭川市後期高齢者医療事業特別会計予算について

日程第4 議案第22号 令和8年度旭川市水道事業会計予算について

日程第4 議案第23号 令和8年度旭川市下水道事業会計予算について

日程第4 議案第24号 令和8年度旭川市病院事業会計予算について

日程第4 議案第25号 旭川市建築物における駐車施設の附置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第4 議案第26号 旭川市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について

日程第4 議案第27号 旭川市職員の配偶者同行休業に関する条例の制定について

日程第4 議案第28号 旭川市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第4 議案第29号 旭川市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

日程第4 議案第30号 旭川市高齢者バス料金助成乗車証条例の一部を改正する条例の制定について

日程第4 議案第31号 旭川市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

日程第4 議案第32号 旭川市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

日程第4 議案第33号 旭川市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

日程第4 議案第34号 市立旭川病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について

日程第4 議案第35号 旭川市子ども総合相談センター条例の一部を改正する条例の制定について

日程第4 議案第36号 旭川市保育所条例の一部を改正する条例の制定について

日程第4 議案第37号 旭川市学校給食共同調理所条例の一部を改正する条例の制定について

日程第4 議案第38号 契約の締結について

日程第4 議案第39号 旭川市の特定の事務を取り扱う郵便局の指定について

日程第4 議案第40号 包括外部監査契約の締結について

日程第5 議案第41号 市道路線の廃止について

日程第6 議案第42号 市道路線の認定について

日程第7 請願・陳情議案の審査結果報告について

○本日の会議に付した事件

1. 議案第13号 和解について (原案可決)
1. 議案第1号 令和7年度旭川市一般会計補正予算について (原案可決)
1. 議案第2号 令和7年度旭川市国民健康保険事業特別会計補正予算について (原案可決)
1. 議案第3号 令和7年度旭川市動物園事業特別会計補正予算について (原案可決)
1. 議案第4号 令和7年度旭川市公共駐車場事業特別会計補正予算について (原案可決)
1. 議案第5号 令和7年度旭川市介護保険事業特別会計補正予算について (原案可決)
1. 議案第6号 令和7年度旭川市母子福祉資金等貸付事業特別会計補正予算について (原案可決)
1. 議案第7号 令和7年度旭川市後期高齢者医療事業特別会計補正予算について (原案可決)
1. 議案第8号 令和7年度旭川市水道事業会計補正予算について (原案可決)
1. 議案第9号 令和7年度旭川市下水道事業会計補正予算について (原案可決)
1. 議案第10号 令和7年度旭川市病院事業会計補正予算について (原案可決)
1. 議案第11号 旭川市都市計画事業基金条例の制定について (原案可決)
1. 議案第12号 旭川市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について (原案可決)
1. 報告第1号 専決処分の報告について (報告済)
1. 議案第14号 令和8年度旭川市一般会計予算について (提案説明)
1. 議案第15号 令和8年度旭川市国民健康保険事業特別会計予算について (提案説明)
1. 議案第16号 令和8年度旭川市動物園事業特別会計予算について (提案説明)
1. 議案第17号 令和8年度旭川市公共駐車場事業特別会計予算について (提案説明)
1. 議案第18号 令和8年度旭川市育英事業特別会計予算について (提案説明)
1. 議案第19号 令和8年度旭川市介護保険事業特別会計予算について (提案説明)
1. 議案第20号 令和8年度旭川市母子福祉資金等貸付事業特別会計予算について (提案説明)
1. 議案第21号 令和8年度旭川市後期高齢者医療事業特別会計予算について (提案説明)
1. 議案第22号 令和8年度旭川市水道事業会計予算について (提案説明)
1. 議案第23号 令和8年度旭川市下水道事業会計予算について (提案説明)
1. 議案第24号 令和8年度旭川市病院事業会計予算について (提案説明)
1. 議案第25号 旭川市建築物における駐車施設の附置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について (提案説明)
1. 議案第26号 旭川市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について (提案説明)
1. 議案第27号 旭川市職員の配偶者同行休業に関する条例の制定について (提案説明)
1. 議案第28号 旭川市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について (提案説明)
1. 議案第29号 旭川市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について (提案説明)
1. 議案第30号 旭川市高齢者バス料金助成乗車証条例の一部を改正する条例の制定について (提案説明)

1. 議案第31号 旭川市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について (提案説明)
 1. 議案第32号 旭川市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について (提案説明)
 1. 議案第33号 旭川市手数料条例の一部を改正する条例の制定について (提案説明)
 1. 議案第34号 市立旭川病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について
(提案説明)
 1. 議案第35号 旭川市子ども総合相談センター条例の一部を改正する条例の制定について
(提案説明)
 1. 議案第36号 旭川市保育所条例の一部を改正する条例の制定について (提案説明)
 1. 議案第37号 旭川市学校給食共同調理所条例の一部を改正する条例の制定について
(提案説明)
 1. 議案第38号 契約の締結について (提案説明)
 1. 議案第39号 旭川市の特定の事務を取り扱う郵便局の指定について (提案説明)
 1. 議案第40号 包括外部監査契約の締結について (提案説明)
 1. 議案第41号 市道路線の廃止について (提案説明)
 1. 議案第42号 市道路線の認定について (提案説明)
 1. 請願・陳情議案の審査結果報告について
陳情第14号 旭川女子中学生いじめ凍死事件を起因とする旭川市への訴訟に関して、非公開での協議ではない方法を求めることについて (不採択)
陳情第47号 いじめの重大事態に関して和解に応じないことを求めることについて (不採択)
 1. 休会について (決定)
-

○議長（福居秀雄） ただいまから、開会いたします。

本日の出席議員は、ただいまのところ32名であります。

よって、開議の定足数に達しましたので、これより休会前に引き続き会議を開きます。

○議長（福居秀雄） 本日の会議録署名議員には、13番石川まさゆき議員、34番杉山允孝議員の両議員を指名いたします。

○議長（福居秀雄） ここで、事務局長から報告をいたします。

○議会事務局長（稲田俊幸） 御報告申し上げます。

まず、欠席議員について、本日の会議に、23番菅原議員、24番佐藤議員からそれぞれ欠席する旨の届出があります。

次に、議事日程について、本日の議事日程は休会前の続行であります。さらに、御配付申し上げます議事日程追加表のとおり、本日の議事に追加をいたします。

なお、その朗読は省略いたします。

以上。

○議長（福居秀雄） それでは、これより本日の議事に入ります。

日程第2、議案第1号ないし議案第13号の令和7年度旭川市各会計補正予算とこれに関連を有する議案及び単独議案の以上13件を一括して議題といたします。

本案につきましては、いずれも補正予算等審査特別委員会にその審査を付託した案件ですが、本特別委員会委員長から審査結果の報告書が議長宛て提出されておりますので、これより本特別委員会委員長の口頭報告を求めることにいたします。

補正予算等審査特別委員会

委員長 16番 高橋紀博議員。

○高橋紀博議員（登壇） 本特別委員会に付託を受けておりました議案第1号ないし議案第13号の令和7年度旭川市各会計補正予算とこれに関連を有する議案及び単独議案の以上13件につきまして、その審査経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、審査経過であります。本特別委員会は、2月20日から25日までの間、委員会を3回開催し、理事者に対し、審査に必要な資料の提出を求めながら、付託議案に対する質疑のみをまず先に行い、さらに、一切の質疑が終了した後、各会派1名による代表者会議において結論の取りまとめに当たるなど、その運営に努めてまいった次第であります。

審査過程における主な質疑項目につきましては、後日、御配付させていただき、直ちに付託議案に対する本特別委員会としての結論を申し上げたいと思います。

すなわち、民主・市民連合の上野委員から、議案第13号の和解につきましては反対である旨の、日本共産党の能登谷委員から、議案第1号の令和7年度旭川市一般会計補正予算につきましては賛成である旨の、議案第13号につきましては反対である旨の、無所属の横山委員から、議案第13

号につきましては反対である旨の討論がそれぞれあった後、採決に入り、議案第13号につきましては、起立採決の結果、起立多数をもって、原案どおり可決すべきものと決定し、議案第1号ないし議案第12号の以上12件につきましては、いずれも全会一致をもって、原案どおり可決すべきものと決定した次第であります。

以上、極めて概括ではありますが、本特別委員会の審査経過と結果の報告を終わらせていただきます。

何とぞ、本特別委員会の決定どおり、議員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

(降壇)

○議長(福居秀雄) これより、質疑に入ります。

発言の通告がありません。御発言ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(福居秀雄) 別に御発言がなければ、質疑終結と認めます。

これより、討論に入ります。

討論の通告がありますので、順次、発言を許します。

高橋ひでとし議員。

○高橋ひでとし議員(登壇) 議案第13号について、賛成の立場から討論いたします。

本議案は、いわゆる旭川女子中学生自死事件の最終的解決に向けたものであり、同和解に際しては、旭川地方裁判所民事部が作成した本和解案に対する法的検証が必要であることから、まず、弁護士視点で述べさせていただきます。

一般に、損害賠償請求事案の場合、公平性を確保する見地から、客観的基準としての交通事故被害算定基準が定められており、同基準を準用して事案ごとの損害賠償額を算出します。

これによれば、第1に、裁判所が認定した本件当初賠償額8千691万8千631円については、各項目いずれも同基準に基づく適切な算出がなされており、公平性の担保された合理的範囲内の数値と評価いたします。

第2に、当初損害賠償額よりも1千691万8千631円も減額された7千万円での和解という内容も、原告側が当該金額分を譲歩したことを示しており、本市にメリットのある内容です。

なお、和解条項案第3条が示すとおり、現実に本市が支出する金額は、7千万円のうち、学校保険制度適用による保険金3千万円を除いた4千万円であります。

第3に、通常、和解で終了する場合には、判決で終結するのと異なり、弁護士費用相当額10%と遅延損害金6%も付加されない取扱いがなされており、これらを付加しないという本件の結論も妥当であります。

そして、何より、第4に、裁判所作成文書が示すとおり、判決まで至った場合には総額1億82万5千611円となるものを、和解を選択すれば7千万円での終結となり、差額分3千82万5千611円もの金額を市民から得られた税金で払わなくて済むこととなります。このことは、判決で終結するよりも和解によるほうが本市に大きなメリットがあることを明らかに示しております。

第5に、本和解条項案6条で清算条項が明示され、補正予算等審査特別委員会における審議の結果、本件の範囲も明らかとなったことから、紛争の蒸し返しも防止されます。

第6に、和解条項案第2条には、いじめ再発防止策に向けた、被告、つまり旭川市の取組を原告

も評価し、合意するとの文言があります。これまで、今津市長をはじめ、職員の方々が尽力されてきた、二度と同じ過ちを繰り返さない、二度といじめで苦しむ子どもを生み出さないという思いに基づく諸施策を被害者遺族側も評価して譲歩するとの趣旨であり、原告、被告間の真の和解による事件の終結を示すものであって、この一文は本当に大切な意味を有しています。

裁判所による和解案の提示というのは、通常、事前の交渉経緯等も踏まえて原告も納得し得る内容となっていることからすれば、本和解案は、裁判所が原告、被告間の様々な主張や心情を加味しつつ、裁判官が苦心してようやく双方が納得できる内容をつくり出したものと推察され、本件を円満解決したいという裁判所の思いも伝わってくるようなものだと感じられます。

以上のとおり、法的に見れば、裁判所が提案する本和解案は、判決に至るよりも3千82万5千611円もの支出を回避することができ、双方の譲歩による円満かつ終局的解決を示すものであることから、本市にとって適切、妥当な内容と評価できます。

これに対し、和解に反対する方々の御主張の根拠というのは、要するに、和解により事案の真相究明が損なわれるおそれがあり、かつ、関係者処分の適正化には判決が必要との御意見のようであります。

しかしながら、そもそも民事訴訟制度論から見れば、裁判所は、原告、被告双方が提出した証拠を基に両者の主張の真偽を判断する役割を担う場でありまして、真実発見のため、自ら調査等を行うための権限も限られています。つまり、裁判所は、本件では、基本的に証拠提出された調査委員会及び再調査委員会の各報告書を尊重し、これに基づいて判決を下すことが想定されます。そして、公表された調査委員会及び再調査委員会各報告書によって、本件事案の責任原因の所在及びその原因解決の手段の策定は十分に可能であります。そうだとすれば、本件につき、真相究明を目的として、判決によるべきことの必要性は認められません。

また、関係者処分の適正化のために判決が必要との意見については、本市では既に調査委員会及び再調査委員会の各報告書が存在し、これら各委員会が認定し、公表された事実に基づいて責任原因の所在を明確化できる以上、それに基づいて適正に手続を進めれば足り、あえて判決を得る必要はありません。現に、和解成立後に国家賠償法に基づく公務員個人に対する求償を行った事案として、最高裁判所の令和2年7月14日判決があり、判決は求償請求の要件ではありません。

以上のとおり、本件では、第三者委員会である原調査委員会及び再調査委員会の公表された各報告書に基づいて責任原因及びその原因解決の手段策定を行い得る以上、それに基づいて真相究明と再発防止、さらに関係者処分の手続を徹底的に行うべきであって、和解するか、しないかは関係ありません。このように、本件和解を否定し、判決を求めるべき合理的根拠はありません。

それにもかかわらず、和解成立に反対することに何の合理性があるのでしょうか。和解に応じず、その結果、本市が負担せざるを得ないおそれがある3千82万5千611円を誰が負担するのでしょうか。市民の税金から支出されることになる3千82万5千611円、市民は、何のために、誰のために、どのような目的のために、その負担をしなければならなくなるのでしょうか。この問題の本質は、どこにあり、何にあるのでしょうか。

最後に、本件和解による早期かつ円満解決を大切な契機として、二度と同じ過ちを繰り返さないため、本市の子どもたちの未来のため、いじめ防止対策のさらなる充実に徹底的に尽力することを、私たちは、亡くなった被害者及び市民の方々に改めて約束することを付け加えまして、賛成討論を

終わります。（降壇）

○議長（福居秀雄） 次に、上野議員。

○上野和幸議員（登壇） まず、亡くなられた生徒に対し、改めて、深い哀悼の意を表するとともに、御遺族に対し、心からお悔やみ申し上げます。

それでは、議案第13号、和解についてに対して、民主・市民連合を代表して反対の立場で討論いたします。

以下、反対の理由を述べます。

この事案は、2021年2月13日、自宅を飛び出した中2の少女が、同年3月23日、市内公園で凍死体により発見された事案でございます。

旭川市は、この件に対し、同年5月、第三者委員会を設置し、調査を開始いたしました。2022年9月、調査報告書を仕上げました。ところが、皆さんも御存じのとおり、この報告書は、黒塗り、マスキングの部分が多く、事案の実態は議員にも市民にもよく分からないものでした。このような状況の中、今津市長は、早々に再調査委員会を立ち上げ、2024年9月に報告書を公表いたしました。

今回の補正予算等審査特別委員会において明らかになったのは、この2つの報告書が裁判所に資料として提出されたとのことでした。提出された第三者委員会の報告書については、黒塗り、マスキングを外したものと聞いております。この2つの報告書には、結論も含めて、大きく異なる事実認定や判断があり、それをどのように説明したのかと私は市に問いましたが、市から明確な答弁はございませんでした。市教育委員会の対応や学校の対応など、本来、争点となる法的責任の範囲についても明確ではなく、根拠となるものが示されませんでした。

特に、いじめと自死との因果関係の整理については、再発防止を目的とした調査における認定と損害賠償責任を判断する法的枠組みとでは、求められる検討の水準が異なる可能性があります。和解という法的判断を行うに当たっては、その整理が市民にとっても分かりやすい形で示されることが必要に思います。被害生徒の死の真相を明らかにするためにも、両報告書が調査を経て認定した事実関係や経緯を根拠に、いじめと自死の相当因果関係を明らかにすべきと思います。

次に、この和解が成立した場合の当該職員の処分については、法的責任の範囲が示されないまま、求償権、先ほどから求償権と出ておりますが、これはお金に関わる賠償についてのことでございますが、処分が及ぶとの答弁がありました。これについては納得がいきません。

求償権は、この場合、訴えられた損害賠償を支払うことになる旭川市、学校の設置者でございます旭川市にあり、教職員の任命権者、処分権者の道教委ではないと私は思います。求償の対象となるのは、学校の管理監督者である市教委となると考えております。

にもかかわらず、先般の委員会で、教育長は、学校が組織的な対応をしなかったと繰り返し、教職員への求償にまで言及いたしました。それは、市教委の責任逃れを許すことになり、断じて許すことはできないと思います。

さらに、2つの報告書には、この事案の重要なポイントである少女の死因についての見解の違い、学級内における4月から6月のいじめ認定、PTSDの症状について、薬の服用と副作用について、失踪当日の少女の行動など、まだまだ不明な点が多くあり、それらが少女の死とどのようにつながっているのか、大きな争点になります。

以上の理由により、この段階での和解の判断はできません。

第13号議案、和解については、反対といたします。（降壇）

○議長（福居秀雄） 次に、能登谷議員。

○能登谷 繁議員（登壇） 日本共産党を代表して、討論に参加します。

議案第13号、和解について、特別委員会の質疑では、和解案には、いじめ再発防止に向けた本市の取組を踏まえて、裁判所が提案し、原告も納得した上で示されたものであるとの答弁がありました。裁判所が提案し、原告も納得しているのであれば、遺族に寄り添えば、これ以上、水を差すような議論は不要だという気持ちも理解できます。

しかし、質疑の中では、弁論準備手続が6回行われた中で、2回目から和解が示唆され、和解を前提に進んだことが分かりました。事実上、和解ありきで進み、市が提起した重要な争点について明らかにならなかったことは課題を残すものと言えます。

本市が、当初、主張していた2つの争点のうちの1つ目は、注意義務違反の有無では、学校がいじめを認知し、少なくとも学級外でのいじめを重大事態として認定すべきであったことは認め、当時、学校が学級内のいじめ行為を把握していたことは否認したという趣旨の答弁でした。

2つ目は、学校と教育委員会が自殺を予見できたか、また、学校の対応によって自殺を回避できたか、学校及び教育委員会の対応と自殺との相当因果関係の有無です。いじめと自殺の間に事実的因果関係があることは認め、いじめ被害から長期間を経た後においても自殺につながると予見できたことについては否認という、そういう趣旨の答弁でした。特に、2つ目は、事実的因果関係は認めているものの、相当因果関係までは認めていませんので、長期間が経過した中で、他の要因があるかないかは裁判で判断すべきものだったと考えられます。

先ほどの討論では、裁判所で新たな事実は出ないかのような発言がありました。しかし、1回目の調査と再調査の違いもあり、黒塗りでないものが裁判所に出ていますので、これらを加味した裁判所の判断が必要だったのではないのでしょうか。

さらに問題なのは、市は、判決となる場合には、被告である本市の法的責任の有無や範囲が示されるものと考えていると答弁されました。そうであれば、和解になった場合は、市の法的責任の有無や範囲が示されないことを十分に理解しながら、市は、真実の解明を避けて、うやむやにして和解に応じようとしているということです。

また、教育長は、当時の教育委員会と学校の職員に責任を問い、道教委と処分と求償の検討を行うと答弁しました。詳細な法的責任をうやむやにして和解しようとしながら、個々の責任を問うことは、明らかに論理矛盾と言わねばなりません。個々の責任を問いたいのであれば、なおさら、裁判を最後まで行い、裁判所の判断によって、本市の法的責任の有無や範囲を示していただくべきではないのでしょうか。

そして、いまだに和解の根拠となる資料、判断材料が示されていません。裁判所の開示制限が整った後に、市議会で内容を確認してからの判断でも遅くはなく、3月中の和解に合わせた対応も十分可能です。その時間も与えず、議会に判断を求めるのは無理があり、市民目線でのチェックができないこととなります。

我が会派としては、議案の継続審査を求めるために調整しましたが、かないませんでしたので、反対せざるを得ないことを意見として申し述べます。

また、議案第1号、一般会計補正予算には、いじめ和解の予算が計上されています。

我が会派は、いじめの賠償は必要なことと判断していますので、この予算は、賠償額の上限額の設定と捉えることが可能であり、予算計上は理解できます。

この補正予算案には、生活保護費の追加支給や物価高騰対策など、市民生活や市内経済にも寄与する大事な予算が盛り込まれていることから、賛成する旨の意見といたします。

以上、日本共産党の議案第1号には賛成の、議案第13号には反対の意見といたします。（降壇）

○議長（福居秀雄） 次に、横山議員。

○横山啓一議員（登壇） 議案第13号について、私は、賛成することが困難であり、反対せざるを得ないという立場で、簡潔に意見を述べます。

本議案の対象である、いわゆる旭川市中学生いじめ重大事態に関わり起こされた損害賠償請求訴訟については、原告との間で、早期に、より円満な形で争いを終結させるという目的で、和解という選択をすることそのものに反対するものではありません。

2024年9月に本重大事態に対する再調査委員会の報告書が公表されて以降、私は、2つの調査報告書が存在し、両方で食い違う判断もあること、また、調査報告書では明らかにされていないことがあることなどから、改めて、重大事態に対する評価、検証が必要であることを指摘し、市に対して対応を求めてきました。

損害賠償請求の訴えが起こされた後に開催された昨年8月の子育て文教常任委員会においては、市は、争点を明らかにし、2つの報告書の相違点の評価、市教委及び学校が怠ったとされる対応の詳細、負うべき責任の範囲などを十分に整理した上で訴訟に臨むことを求めてきましたが、係争中であることなどを理由に明確な回答は得られませんでした。

今回提案された本議案に対する補正予算等審査特別委員会での質疑においても、学校及び教職員には、いじめの認知及びいじめの重大事態としての認定が適切でなかったこと、組織的な対応が不十分であったことといった問題点があったことは認めながら、どの時点でどのように認知、認定を行うべきだったのか、どこのどの対応が不十分であったかなど、その詳細や責任の範囲が明らかにされることはありませんでした。

したがって、和解を受け入れることの是非、和解額の妥当性などを判断できる情報、材料が明らかにされたとは言えません。このような状況でこのまま和解に至れば、原告、被告双方の主張の具体が不明なまま、それに対する裁判所の具体的な判断も行われず、結果的に市教委及び学校の法的な責任の有無やその範囲が明らかにされないまま、訴訟が終結となるおそれがあります。

市は、これまで、この痛ましい事件を大切な教訓として、同様の事態を繰り返さない決意であることを事あるごとに表明してきました。そうであるならば、改めて、当時の市教委はもちろん、学校や個々の教職員の、いつ、どのような対応に問題があったのか、どうしなければならなかったのかを明らかにした上で提案、説明し、和解を受け入れるかどうかの判断を求める必要があったと考えます。

残念ながら、今日までの議論においてそれらが明らかにならなかった以上、現段階で本議案の内容で和解を受け入れるという判断に同意することは難しいと判断し、本議案にはやむを得ず反対することを表明いたします。

以上です。（降壇）

○議長（福居秀雄） 以上で、通告による討論は終わりました。

これをもって、討論を終結いたします。

（江川議員、金谷議員退場）

○議長（福居秀雄） これより、採決に入ります。

採決は、分割により行います。

まず、議案第13号、和解について、電子表決システムにより採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案どおり可決であります。

お諮りいたします。

本案について、委員長報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを、反対の議員は反対ボタンを押してください。

押し間違いはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福居秀雄） なしと認め、確定いたします。

（議場内モニターに採決結果を表示）

○議長（福居秀雄） 賛成多数であります。

よって、本案は、委員長報告のとおり決定いたしました。

（江川議員、金谷議員入場）

○議長（福居秀雄） 次に、議案第1号ないし議案第12号の以上12件について採決いたします。

本案に対する委員長報告は、いずれも原案どおり可決であります。

お諮りいたします。

本案については、いずれも委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（福居秀雄） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、いずれも委員長報告のとおり決定いたしました。

○議長（福居秀雄） 日程第3、報告第1号、専決処分の報告についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言の通告がありません。御発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福居秀雄） 御発言がなければ、以上で理事者からの報告を終わります。

○議長（福居秀雄） ここで、お諮りいたします。

この際、日程の一部を変更し、日程第4から日程第6までの議案第14号ないし議案第42号の以上29件を一括して議題とし、提出者の説明を求めることにいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（福居秀雄） 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定し、日程第4から日程第6までの議案第14号ないし議案第42号の令

和8年度旭川市各会計予算とこれに関連を有する議案及び単独議案の以上29件を一括して議題といたします。

それでは、これより、市政の方針について、市長の説明を求めます。

今津市長。

○市長（今津寛介）（登壇） 皆さん、おはようございます。

ただいまから、令和8年度市政方針を申し上げます。よろしく願いをいたします。

昨年9月7日に行われました旭川市長選挙におきまして、市民の皆様から負託を受け、2期目の市政を担うこととなりました。選挙での得票率は71.2%に達し、報道機関の調査では、80%以上の方が1期4年間の市政を評価すると回答され、大変うれしく思うと同時に、その重責に改めて身の引き締まる思いをいたしております。

これまで、前例にとらわれず、失敗を恐れず、挑戦を続けてまいりました。その結果、市民の皆様から、子育てがしやすくなった、旭川が楽しいまちになってきた、市の取組が分かりやすくなったなど、様々な声をいただいております。確実に旭川は前進しています。2期目においても、さらなる挑戦を続け、市民の皆様とともにつくり上げた100項目の公約を一つ一つ実現し、北海道、そして日本をリードする新時代旭川の創造に向けて邁進してまいります。

1期目は、年度ごとに、新市政スタート予算、旭川再起動予算、旭川新時代・創造予算、暮らしの安心と未来への投資両立予算とそれぞれ明確なテーマを掲げ、取り組んでまいりました。この間、13年ぶりの福祉灯油の実施、除排雪先進都市の積極的な展開、高校生までの医療費無償化、小中学校をはじめとしたエアコン設置、旭川空港初のLCC就航、京都市に次ぎ、日本で2番目となるスイス観光賞受賞、冬まつりへのドラゴンクエストの参加、日本一の窓口に向けた取組、いじめ防止対策「旭川モデル」の構築、健幸福祉都市の推進、1万5千人を動員した旭川100フェスの開催、北口榛花選手の凱旋パレードの実施、30年間で最多の企業誘致、有機農業やスマート農業の積極的な推進、旭川大雪圏域連携中枢都市圏の形成や旭川大雪圏東京事務所の開設、また、全市民が対象の物価高騰対策として、道内の人口上位10市の中で最大となる現金給付の実現、そして、SNSは5倍の発信量となるなど、まさに変化を実感していただけたと考えております。

また、これから事業が本格化する各大規模事業にも道筋をつけてまいりました。

就任前と比較してみても、人口減少については、子育て支援の充実や女性活躍、わくわくするまちづくり等に総合的に取り組んだ結果、社会減は縮小の傾向を見せております。

また、ふるさと納税は、戦略的かつ多角的に取組を進めた結果、令和6年度の寄附額は令和2年度の2倍以上となる37億円、そして、令和7年度は42億円を見込んでおり、大きな効果をもたらしております。

さらに、大胆な行財政改革に加え、国とのパイプを生かした国費の積極的な活用を進め、令和7年度末の財政調整基金残高については、コロナ対策に係る国庫支出金の歳入超過や扶助費の減少、経済活動の抑制が生じた令和2年度から令和5年度のコロナ禍を除き、旭川市政において史上最大となる70億円を確保できる見込みであります。市債残高も着実に減少させてきたことにより、令和8年度末には、基金及び市債残高を合わせて171億円にも及ぶ財政健全化が図れる見通しとなっています。

今後は、確実性が高く安全な国債の購入による基金の運用といった新たな財源確保にも取り組

み、将来を見据えた財政基盤の確立を進めます。

2期目の本格的なスタートとなる令和8年度は、1期4年間の挑戦をさらに加速し、旭川の可能性を最大限に発揮すべく、取組を進めてまいります。

テーマは、B e y o n d あさひかわです。

これまでの旭川概念をはるかに超えていくことを目指し、B e y o n d あさひかわ予算を編成いたしました。

以下、主要10項目について申し述べます。

初めに、子ども・子育て・教育であります。

小学校の給食費については、旭川初の無償化を実現いたします。国費の助成は年額5万7千200円ですが、賄い切れない本市の給食費との差額分1万6千円を公費で負担することといたしました。これにより、教職員の給食費徴収事務がなくなりますので、負担軽減にもつながります。また、中学校の給食費については、令和7年度、8年度値上げ分を独自支援いたします。

いじめ防止対策「旭川モデル」の推進に当たっては、校内教育支援センターを新たに3校増やし、計5校とし、不登校対策を一層進めてまいります。また、配置するスクールライフサポーターは、いじめ対策官を兼務いたします。

今年度、中核市市長会で私が座長となり取り組んできたいじめ・不登校対策プロジェクトチームを、本市が主体となり、さらに発展させ、情報の共有や国への要望等に市町村長が連携して取り組むため、（仮称）いじめ防止対策首長連合を発足いたします。

不登校児童生徒への柔軟な学びの確保や社会的自立への支援を目的とした、全国初の市立義務教育学校による学びの多様化学校及び特色ある教育活動を先導的に推進し、豊かな心と健やかな体を育成する小中一貫のスーパースクール両校の令和11年度開校を目指し、検討を進めてまいります。

子どもの心身の成長と発達を確認するため、5歳児健康診査を新たに実施してまいります。

子育て世帯の経済的負担の軽減と、環境にも配慮した取組として、子ども未来リユースバンクの試行を実施し、スキー用具やランドセル等、不要となった学用品のリユースを行うことに加え、市立中学校の制服の統一化に向けた検討を始めます。

また、新生児の聴覚検査費用の助成を6千円に倍増するとともに、18歳未満難聴児の補聴器給付制度の拡充を行い、言語・コミュニケーション能力の発達を支援いたします。

幼稚園、保育所等の物価高騰対策として、幼稚園等に児童送迎車両1台当たり10万円を支援し、保育所等においては、児童1人当たり5千円の食材費を支援いたします。

次に、健幸福祉都市であります。

あさひかわ健幸アプリは、スタンプラリー機能を実装し、イベントを通して健康寿命の延伸につなげてまいります。

乳児等のRSウイルスによる下気道疾患を防ぐため、妊婦の方を対象に予防接種費用を全額助成いたします。インフルエンザワクチンについては、75歳以上の方に高用量ワクチンも選択できるよう接種費用を助成します。

胃がんの早期発見、早期治療を推進すべく、50歳以上の方を対象として胃内視鏡検査を実施いたします。さらに、国民健康保険被保険者への特定健診、がん検診を無償化いたします。

介護認定調査については、調査のスピードアップに向けて、直営調査員を2名増員することに加え、委託調査の単価を増額し、安心して介護サービスを受けられる体制整備に努めてまいります。

高齢者の自動車事故を防ぐ一助として、運転免許証自主返納者に寿バスカードの交付時負担金を12か月分助成するとともに、サポート事業協力店舗の拡大を目指します。

旭川市手話条例制定10周年を迎える記念イベントとして、聴覚障害に関する映画上映や記念講演等を開催し、手話への理解と普及の促進を図ってまいります。

市立旭川病院については、厳しい経営状況にありますが、病棟削減による人件費の抑制や病床稼働率の向上、紹介による入院患者数の増加、国費の獲得等に努め、今後も地域医療における役割や機能を維持できるよう、設置者として責任を持ち、経営改善を図るとともに、医師会や基幹病院との連携を深めてまいります。

次に、除排雪・防災・環境であります。

除排雪については、実績を踏まえた排雪費用の見直しなど、当初予算額37億6千100万円を計上し、ざくざく路面对策の強化や、北海道との交換除雪、コラボ排雪等、連携協定に基づく取組を進めます。

また、積雪センサー・カメラの拡充に加え、人感知システムを導入し、作業の効率化と安全性の確保に取り組んでまいります。さらに、道内の主要都市で初となる除雪車両の購入補助制度の創設や、市民の皆様にも除雪マナーに御協力いただくなど、持続可能な除排雪体制を構築してまいります。

ヒグマの市街地への侵入に対して、電気柵の設置やAIセンサーカメラの監視による侵入防止等に加え、緊急銃猟を想定した実地訓練を猟友会、警察等と協力して行います。また、シンポジウムの開催を通じ、ヒグマに関する啓発強化と共生を図ってまいります。

市民や観光客の安全、安心の確保のため、繁華街に設置している防犯カメラを刷新し、新たに神居古潭及びJR旭川駅南広場の2か所に防犯カメラを設置します。

地震や豪雨災害に対する事前防災体制の充実に向けて、避難所における防災備蓄を強化するとともに、高齢者や障害者、女性への対応として段ボールベッド、パーティションテント等の充実を図ります。

防災庁の地方機関誘致については、本年1月に、直接、木原稔内閣官房長官に要望を行いました。引き続き、上川管内の首長や経済界、議会等が一体となって積極的な誘致活動を進めてまいります。

ゼロカーボンシティの実現に向け、ゾーニング調査を基に、ゾーニングマップやガイドラインの策定、適正な開発に向けた条例を制定し、環境や市民生活と調和した再生可能エネルギーの利用促進を目指します。

次に、地域経済活性化であります。

開港60周年を迎える旭川空港の利用促進のため、関西路線の拡大や国際線の新規就航、再開を目指したプロモーションを展開します。

地域公共交通について、物価高騰に対する支援を継続するとともに、バスやタクシー等の公共交通の利用促進を通じた事業者支援を行ってまいります。

北海道新幹線旭川延伸の実現に向けて、上川管内の自治体と経済界が力を合わせ、要望活動を実

施することに加え、機運の醸成を一層図ってまいります。

あさひかわ菓子博のレガシーとして、（仮称）アフター菓子博あさひかわ2026を5月8日から3日間開催し、菓子博で人気を博した赤福をはじめとした全国の御当地菓子の販売等を実施するとともに、地元の銘菓やスイーツのPRを積極的に行い、スイーツシティ旭川としての魅力を高めてまいります。

旭川で初となるベトナムフェスティバル2026 in 北海道旭川を9月5日、6日に開催いたします。ベトナムの政府関係者も本市を訪れる予定であり、両国の交流を深め、多くの方がベトナムの文化に触れ、楽しんでいただけるよう取り組んでまいります。

本市が立候補し、北海道初となる中核市サミット2026 in 旭川の開催が決定しました。全国の中核市から、市長、議員、職員が本市を訪れます。経済波及効果が大いに期待されるばかりでなく、関係者との交流により、旭川の魅力と文化を発信するまたとない機会と考えております。旭川スタイルとして、多くの市民の皆様にご参加いただけるよう準備を進めます。

さらなる地域経済の活性化に向けて、ラピダスをはじめとする半導体関連産業との連携を目指した取組、データセンターの誘致活動、新たな産業団地造成に向けた調査等を引き続き進めてまいります。

次に、観光・文化振興であります。

私が本市のために寄贈をお願いし、福嶋康博さん、美知子さん御夫妻から託されることになったドイツの高級磁器マイセンについては、年間300万人が利用する旭川駅で常設展示いたします。約250点のマイセンを全て展示することで、デザイン都市としての価値を高め、文化の振興と交流人口の拡大につなげてまいります。

開催5周年となる旭川ミュージックウィークは、音楽大行進を皮切りに、グルメイベントとの連携、観光大使の出演、市民バンドの参加など、さらににぎやかなイベントとなるよう準備を進めます。

アイヌ文化を活用した観光振興の推進に向けて、神居古潭にビジターセンターの設置や、魔神伝説をモチーフとしたARの基盤を整備するとともに、アイヌ古式舞踊のステージイベント等を実施し、多くの観光客を呼び込むよう取り組みます。

旭川未来会議2030で提案のあった（仮称）文化芸術マルシェを開催し、様々なジャンルの文化芸術の交流を進めてまいります。

カムイスキーリンクスについては、全国有数の降雪量と良質な雪質を生かし、スノーボードやアルペンスキーのナショナルトレーニングセンター競技別強化拠点の指定を目指してまいります。また、機能の充実と利用客のサービス向上に努めるため、第5ペアリフトの改修や休憩所等を備えた施設を増設いたします。

「ユキノワアサヒカワ～雪と光がつなぐ街～」は、予算を倍増し、見せ方をさらに工夫するなど、北海道一のイルミネーションを目指してまいります。

北の恵みあさひかわ食べマルシェでは、20時まで営業するエリア、（仮称）ヨルマルシェの新設に加えて、子どもたちが食を学び、体験できる（仮称）モグモグキッズ広場を実施するなど、様々な年代の方が楽しめるイベントにバージョンアップいたします。

新たな財源となる宿泊税を活用し、コンベンション誘致推進事業補助金を拡充するとともに、観

光事業者へのDX支援、観光プロモーションの強化を図ります。今後も、観光振興につながる積極的な活用を検討してまいります。

次に、スポーツ王国旭川であります。

子どもたちのスポーツ活動や部活動の経済的負担を軽減するため、各種補助制度について、大会派遣に係る補助の拡充を行います。あわせて、インターハイ等の全国大会に出場する際の支援のさらなる充実を検討してまいります。

旭川が誇る大投手、ヴィクトル・スタルヒン氏生誕110周年記念事業として、堀内恒夫さん、谷沢健一さんをはじめ、往年のプロ野球名選手が集うドリームベースボールや、毎年開催している星野伸之さんによる野球教室に加え、読売ジャイアンツアンダー15ジュニアユースチームが旭川合宿を行います。また、昨年に引き続き、北海道日本ハムファイターズのファーム公式戦、日本を代表する社会人の名門16チームが出場する社会人野球JABA北海道大会が開催されます。さらに、全国から600人以上が集まる、北海道で初となる全日本還暦軟式野球選手権大会が開催されます。

昨年のデフリンピックで多数のメダルを獲得した陸上日本代表や、慶應義塾体育会野球部、パノルディックスキーの合宿に加え、レスリングメダリストや、日本航空をはじめとする連携企業の所属アスリートによる講習会、小中学生等との交流イベントを通じて、スポーツを生かした青少年育成と健幸づくりや選手の技術力向上を進めます。また、Jリーグキャンプの誘致活動を推進するとともに、市民と一体となってヴォレアス北海道を盛り上げてまいります。

北口榛花選手の顕彰モニュメントについては、旭川市政アドバイザーの藤本壮介さんにデザインを依頼し、スポーツ王国旭川にふさわしい新たなシンボルとなるよう取組を進めてまいります。

次に、農業・産業振興であります。

新規就農者の確保のため、道内トップクラスの新規就農奨励金を創設するとともに、スマート農業や省力化技術の導入に係る支援を拡充し、持続可能な農業を推進してまいります。

また、ICT技術でハウス内の温度や湿度を自動管理する環境制御装置や、耐久性ハウスの導入、アライグマ等による食害防止のための電気柵等の機器導入に係る補助金を創設いたします。

本市と泉大津市のオーガニックビレッジ宣言がきっかけとなり、全国16自治体によるコメサミットが開催されることとなりました。サミットへの参画により、有機農業のさらなる販路拡大を目指すとともに、有機農業の生産拡大に向けた支援を強化してまいります。

地域木材の活用に向けて、市有林をはじめ、地域材の流通支援に係る林業担い手確保育成支援補助金を林業事業体に交付し、また、道内最大級500万円の地域材活用住宅建設補助金に新たに除却工事に係る加算を追加し、幅広いニーズに対応いたします。

中小企業の持続的な成長を支援するため、国の100億宣言制度の活用を目指す企業の事前調査や普及活動を行い、地域経済を牽引する企業の育成を図ってまいります。

企業の商品開発や販路拡大を進めるため、地場産業振興センターと産業創造プラザが連携した支援を行うとともに、旭川市特産品開発支援補助金を新設し、旭川が全国に誇るブランド商品をつくるための取組を開始します。

中小企業のAI・DX活用に向けて、AI技術導入等の伴走支援及びデジタルツール導入を支援する補助金を創設いたします。

また、求職者の短期雇用仲介サービスに対する手数料を助成し、正規雇用した場合にはさらに補助金を支給することにより、企業の人材不足等への支援を行ってまいります。

次に、デザイン・まちづくりであります。

旧東海大学旭川キャンパス施設については、利活用の公募を行った結果、ホテルやレストラン、ヴィラタイプの宿泊施設、森全体をミュージアムに見立てたエリアを整備する計画の提案があり、国内外から多くの観光客が訪れ、地域経済を牽引する施設となるよう、事業者と協議を行ってまいります。

デザインシステムについては、今年の1月に市民利用を開始しました。今後も、企業や団体、市民の皆様にも積極的に御利用いただくなど、デザイン創造都市としてのまちの一体感を創出してまいります。

好評を博しているドッグランについては、開設期間を延長することに加え、ドッグプールの設置に向けた調査を実施いたします。

フードフォレスト旭川構想の一環である「あさいち」については、これまでの旭川にはなかった朝のイベントとして高い評価を得ていることから、開催回数を8回に倍増し、旭川の食の魅力をさらに発信することに加えて、朝の時間を豊かに過ごす機会を提供してまいります。

また、北彩都ガーデンに給水施設を整備し、イベントを開催しやすい空間づくりを進めてまいります。

これまで実施してきた買物公園の社会実験を踏まえ、ワンストップ申請で買物公園の利活用ができる仕組みの導入を図ります。さらに、市民の皆様や商店街の方々が思い描く将来像を明確化し、市民にとって魅力ある新たな買物公園を目指してまいります。

優良建築物等整備事業補助金により、中心市街地に投資を促すため、大規模な市費の投入と国費を最大限活用する大胆な財政出動を行い、オクノ跡地、銀座通三番館ビル等の再整備を支援してまいります。

また、令和6年度に創設した旭川市独自の旭川市都市機能施設誘導促進補助金により、2条通7丁目、8丁目の宿泊施設整備を支援してまいります。

次に、女性・若者であります。

女性活躍、男女共同参画を引き続き推進するとともに、キャリアの保健室事業においては、女性の就労継続や企業の人材定着を支援します。加えて、生活に困窮されている方を対象に、所得向上に向けた基礎知識を学ぶ講座を開催し、経済的自立を後押しする取組を進めます。

若者に対する包括的な相談支援体制を構築するため、新たな窓口の設置や、ヤングケアラーコーディネーターによる相談支援を実施してまいります。

旭川から世界で活躍するスタートアップの創出を目指し、経済界、起業家、大学、金融機関等の連携の下、拠点整備に必要な機能の検討を行い、誰もが大きな夢に向かって挑戦できる環境づくりを進めてまいります。

次に、市役所改革・市民参加であります。

総務省が昨年公募した自治体フロントヤード改革モデルプロジェクトの中でも、より市民の利便性向上に直結する、上限1億円のオンライン手続の徹底を目指すモデルに全国からの応募で3事業のみが採択される中、本市の提案が高い評価を受け、その一つに選ばれました。この財源を活用す

ることにより、次世代窓口旭川モデルをさらに推進し、行かなくてもいい、行っても簡単、待ち時間短縮、職員の負担軽減といった、日本一の窓口の実現に向けた取組を加速いたします。

ふるさと納税については、毎年度、目標額を達成しており、全国順位50位、令和8年度50億円を目標に、返礼品の強化や効果的な広告方法の検討を進めます。

職員の働きがい改革については、人材マネジメントシステムを導入し、AIを活用した人事業務の効率化、職員の意欲を高める適材適所の人員配置を行うとともに、懸案課題に取り組む職場が職員を募集するアナザーエックス制度、若手職員から提案のあった職員が希望する職場に応募できるフリーエージェント制度、一般職の給与に人事評価を反映させる新たな制度の導入を目指してまいります。また、今年度、試行導入したテレワーク、時差出勤、フレックスタイムを本格運用に向けて加速化し、多様な働き方を実現してまいります。

市民や企業からの声を市政に反映させるため、私自らが各地にお伺いし、市民と双方向に意見交換を行うまちづくりタウンミーティングを開催するとともに、様々な企業や団体の皆様と意見交換を行ってまいります。さらに、ユーチューブやSNSを活用し、市政情報の発信と市民とのコミュニケーション強化を図ります。

持続可能な行政運営の遂行を目的として、平成20年以来の大規模な機構改革を実施いたします。子ども、女性、若者を切れ目なく支援するこども・女性・若者未来部、歳入の確保と歳出管理等を一体的に進める行財政改革部、旭川の魅力を戦略的にPRする観光スポーツ・シティプロモーション部、デザイン思考で各部にまたがる市政課題の解決を図るとともに、旭川の強みを分析し、政策立案に生かすデザイン・マーケティング課を創設いたします。

老朽化により更新の時期を迎えている大規模施設等の整備については、本市の将来にとって重要な課題でありますので、使命感を持ってしっかりと取り組んでまいります。

まず、花咲スポーツ公園の新アリーナは、非保有方式とすることを決定しています。現在、整備を行う民間事業者の公募を実施しており、事業者からの発意による長期的な視点に基づく応募があった場合には、内容の妥当性を見極めた上で、本年夏頃に優先権者を決定し、その後、基本協定の締結等に進む予定です。

東光スポーツ公園複合体育施設については、本格的な整備に向けて、実施設計や地質調査を着実に進めてまいります。

小中学校のエアコン整備は、令和8年6月に全小学校、令和9年6月には全中学校も完了するよう取組を進めており、公共施設についても15施設にエアコンを順次整備し、利用される市民や働く職員の環境改善に努めてまいります。

市民生活に不可欠なごみ処理施設の整備については、近文清掃工場の基幹的設備改良工事の完了及び廃棄物最終処分場の整備に向けて、環境省や防衛省の交付金等を活用し、着実に進めます。

上下水道事業においては、施設の更新や耐震化を計画的に進め、市民の重要なライフラインを維持してまいります。また、日本下水道協会の副会長として、全国の自治体と連携し、財源の確保等の支援について国への働きかけを行ってまいります。

旭川市民文化会館の建て替えに向けた取組も、市民の意見をしっかりと取り入れ、基本計画の策定を進めるとともに、市民サービスの持続的な提供のために、近隣市有施設の集約の可能性に関する検討を行ってまいります。

以上、令和8年度Beyondあさひかわ予算について申し上げました。

最後に、私が大切にしている言葉を2つ御紹介させていただきます。1つ目は、想像できることは、必ず創造できる、2つ目は、何事も成功するまでは、不可能に思えるものであるという言葉です。

100項目の公約には、市民お一人お一人が期待し、想像する未来の旭川に対する願いが込められております。公約実現への道のりは、決して平たんなものではありません。しかしながら、不可能を可能にし、今までの旭川概念を超えていく夢と希望にあふれる新しいまちの景色を創造することこそが、私に課せられた使命であると考えております。

Beyondあさひかわの実現に向けて、議会、職員、そして市民の皆様とともに、知恵を絞り、汗を流し、情熱を持ってさらなる挑戦を続けてまいります。

どうか、本市の発展のため、特段の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げ、令和8年度の市政方針といたします。（降壇）

○議長（福居秀雄） 次に、教育行政の方針について、教育長の説明を求めます。

和田教育長。

○教育長（和田英邦）（登壇） 旭川市教育行政方針を申し上げます。

教育委員会では、旭川市教育大綱の基本方針である、主体的に学び力強く未来を拓く人づくりの実現を目指してまいります。予測困難な社会にあっても、子どもたちが自らの可能性を信じ、幸せな人生を切り開くことができるよう、確かな学力、豊かな心、健やかな体をバランスよく育む教育に取り組んでまいります。また、誰もが心豊かに暮らせるよう、生涯を通じ、主体的に学ぶことができる環境づくりを進めてまいります。

以下、令和8年度の重点的な取組について申し上げます。

初めに、学校教育についてであります。

子どもたちがふるさと旭川への愛着と誇りを持ち、それぞれの夢や目標の実現に向けて力強く未来へと羽ばたくことができるよう、第2期旭川市学校教育基本計画に基づき、3つの重点的な取組を進めてまいります。

重点的な取組の1つ目は、子どもたちに未来を生き抜く力を育むであります。

全国学力・学習状況調査の結果を踏まえ、主体的、対話的で深い学びの実現を図るため、1人1台端末を活用した実践事例の普及や、教職員研修を充実し、さらなる授業改善に取り組み、確かな学力を育成する教育を推進してまいります。また、個人の可能性を最大限に伸ばすため、従来の画一的な教育から脱却し、新たな学びの場を創出してまいります。

国の制度を先取りして、英語や理数、情報といった授業の充実に取り組む特例校として、スーパースクールの設置を検討してまいります。

地域資源を最大限に生かし、英語によるコミュニケーション能力や探究力の育成を通じて、特色ある教育活動に先導的に取り組み、その成果を市内の学校に還元いたします。

豊かな心の育成に向けては、生命の尊重や多様な価値観を認め合う学びが必要となります。これまでの生命の安全教育や関係機関・団体と連携した人権教育のほか、パラアスリートや専門家を講師に招き、体験活動も通じて児童生徒の学びを深めてまいります。

確かな学力、豊かな心に加えて、健やかな体の育成も欠かせません。

北海道教育委員会のエキスパート教員巡回指導事業を活用し、児童生徒の体力向上や多様な運動に親しむ機会の確保と指導の充実を図ってまいります。また、教職員研修の充実にも取り組んでまいります。

いじめ対策につきましては、学校での組織的な対処や支援の充実を図るため、これまでの不登校重大事態の調査結果を踏まえ、きめ細かな再発防止に取り組み、旭川モデルを着実に推進してまいります。

また、校内教育支援センターについては、いじめ対策官を兼務するスクールライフサポーターの配置を2校から5校に拡充し、様々な課題を抱える生徒のニーズに応じ、不登校への対応を充実してまいります。

また、誰一人取り残さない学びを保障するため、学びの多様化学校、いわゆる不登校特例校の設置に向け、本市の特色を生かした教育課程の編成や学習環境を整備し、市立での小中9年一貫の義務教育学校の特認校として準備を進めてまいります。

本市には、多様な教育資源があり、各学校が特色ある体験活動に有効活用できるよう、地域人材や施設のリストを作成し、ふるさと旭川のよさを生かした教育、さらには、児童生徒が夢を実現するためのキャリア教育を充実してまいります。

特別な支援が必要な児童生徒に対しては、補助指導員の配置により、医療的ケアを含めた支援体制の充実に取り組むとともに、専門員による助言や研修を通じて、教員の能力向上を図ってまいります。また、関係機関との連携を深め、切れ目のない支援体制の構築に努めてまいります。

学校給食につきましては、令和8年度から東旭川学校給食センターの調理業務の委託を開始するほか、学校調理所の共同調理所化にも取り組み、安定的な給食提供体制の構築を進めてまいります。

また、学校給食費につきましては、食料品価格の上昇が続いており、小学校については、国の支援と併せ、無償とし、中学校については、令和7年度及び令和8年度値上げ分を支援し、保護者負担の軽減を図ってまいります。

重点的な取組の2つ目は、子どもたちの学びの環境を整えるであります。

昨今は記録的な猛暑が続いており、小中学校でのエアコンの早期整備が喫緊の課題となっております。令和9年夏までの全73校の普通教室と職員室での使用開始に向けて着実に整備を進めてまいります。

学校施設の校舎と体育館の耐震化につきましては、令和7年度で全てが完了するため、今後は、バスケットゴールの落下防止対策など、非構造部材の耐震化について令和12年度までの整備完了を目指してまいります。

人口減少下にあっても、児童生徒がよりよい教育環境で学ぶことができるよう、旭川市立小・中学校適正配置計画に基づき、保護者や地域住民の理解を得ながら、学校の統合や通学区域の見直しに取り組んでまいります。

物価高騰が続く中で、小中学校の就学に必要なスキーや制服、学用品については、子ども未来リユースバンクを創設し、保護者の経済的負担の軽減を図ってまいります。新年度は、不要となった家庭から、これから必要とする家庭へ譲り渡す仕組みをつくり、試行的に実施してまいります。

また、部活動等で全道・全国大会に出場する際、遠征費が大きな負担となっているため、派遣費

への補助を増額し、児童生徒の体育・文化活動への支援に取り組んでまいります。

重点的な取組の3つ目は、子どもたちとともに育て豊かな学びをつくるであります。

中学校の部活動につきましては、国において、令和13年度までの地域展開の実現が示されております。引き続き、部活動指導員を活用して、教職員の負担を軽減するとともに、市長部局や学校、各種競技・文化芸術団体と連携し、受皿となる地域クラブの確保に向けた取組を進めてまいります。

教育課題が複雑多様化している中、教職員が健康で働きがいを持って児童生徒と向き合える時間が必要であります。引き続き、支援スタッフの配置や校務DXにより業務適正化を進め、保護者や地域の理解と協力を得ながら、学校における働き方改革を進めてまいります。

また、教職員のキャリアステージに応じて、研修を計画的かつ効果的に受講できるよう、研修履歴の活用を奨励し、資質、能力の伸長を図ってまいります。

あわせて、教職員一人一人に教育公務員としての自覚と責任を促す指導を徹底し、市民から信頼される学校教育を推進してまいります。

次に、社会教育についてであります。

主体的に学び、その成果を地域づくりに生かす、地域を知り、学び合いながら、絆を深め、郷土愛を育むを基本理念として、生涯を通じた学びの振興や個性豊かな文化の振興を目指して取り組んでまいります。

令和8年度におきましては、旭川市社会教育基本計画に基づき、5つの重点的な取組を進めてまいります。

重点的な取組の1つ目は、市民一人一人の主体的な学びの機会の充実であります。

ライフステージに対応した学習機会の提供、児童生徒向けの体験学習やイベントの充実に努めるとともに、デジタルディバイドの解消を目的に、ICTを活用した講座を公民館等で実施してまいります。

大雪山カムイミンタラジオパーク構想につきましては、講座やツアーの開催など、地域の魅力を伝える活動を推進し、日本ジオパークの認定に向けて取り組んでまいります。

子どもの読書活動につきましては、旭川市子ども読書活動推進計画に基づき、それぞれの発達や特性に応じ、自ら読書に親しむ環境の整備を進めてまいります。

家庭教育につきましては、家庭教育ナビゲーターを通じた保護者の学びや交流の場の創出に取り組み、その重要性の理解促進に努めてまいります。

重点的な取組の2つ目は、市民の学びを支える環境の整備であります。

市民文化会館の建て替え整備につきましては、イメージ模型の活用などにより、お寄せいただいた多様な御意見等を踏まえ、引き続き丁寧な議論を重ねながら、令和8年度の基本計画策定を目指し、取組を進めてまいります。

社会教育施設の照明につきましては、2027年末の蛍光灯製造中止を踏まえ、LED照明への切替えを進めるほか、昨今の記録的な猛暑を受け、公民館で利用率の高い貸室にエアコンを整備してまいります。

重点的な取組の3つ目は、地域における学びの循環であります。

シニア大学におきましては、学生が社会の担い手として、地域に学習成果を還元できるカリキュ

ラムを編成してまいります。

地域学校協働活動につきましては、モデル地域の拡充と主体的な活動の促進を図るとともに、コミュニティ・スクールと一体的に推進することで、地域と学校のさらなる連携・協働体制を構築してまいります。

重点的な取組の4つ目は、市民の心を豊かにする文化芸術活動の充実であります。

青少年の文化芸術活動を支援するため、部活動等の全国大会遠征費用への補助を拡充してまいります。

未来会議2030での市民提案を受け、創設する（仮称）市民芸術マルシェにつきましては、市内の文化芸術団体に対するヒアリング調査や屋外イベントの試行など、令和9年度の開催に向けた検討を進めてまいります。

重点的な取組の5つ目は、郷土文化の保存・活用と郷土愛の育成であります。

旭川市が所有する文化財建造物につきましては、民間による保存、活用の可能性を検討するため、サウンディング型市場調査を実施してまいります。

アイヌ施策につきましては、旭川市アイヌ施策推進地域計画に基づき、アイヌ伝承舞台の一つであります神居古潭で、アイヌ団体に観光案内等の運営を委託するビジターセンターを設置してまいります。

博物館につきましては、リニューアルに向け、旭川の歴史、文化、自然に関わる展示内容の充実とともに、ジオパーク構想の要素を取り入れた検討を進めることで、地域の理解や郷土愛の醸成に資する施設を目指してまいります。

以上、教育行政の重点的な取組について申し上げます。

学校教育及び社会教育の推進に当たっては、本市の豊かな自然や特色ある産業、優れた文化芸術など、独自の教育資源を十分に生かしてまいります。

教育はまちづくりの基盤であり、子どもはまちの宝であります。子どもたちの笑顔輝く未来のため、市長部局や地域社会との連携の下、本市の教育の発展に向け、全力で取り組んでまいります。

市民並びに議員の皆様の一層の御支援と御協力をお願い申し上げます。

（降壇）

○議長（福居秀雄） 次に、議案第14号ないし議案第24号の令和8年度旭川市各会計予算の以上11件について、提出者の説明を求めます。

中村副市長。

○副市長（中村 寧）（登壇） 議案第14号から議案第24号の令和8年度旭川市各会計予算について御説明申し上げます。

令和8年度旭川市各会計予算につきましては、市税やふるさと納税等の自主財源の確保に加え、国の交付金等も積極的に活用しながら、喫緊の課題である物価高騰対策はもとより、人口減少対策や地域経済の活性化など、本市をさらなる成長へと導く事業に重点的に財源を配分したところでございます。令和8年度の予算規模は、一般会計が1千818億円、特別会計が1千265億5千187万3千円、総額で3千83億5千187万3千円となったところであります。令和7年度予算との比較では、それぞれ一般会計が0.9%の増、特別会計が0.1%の増、総額で0.6%の増となっております。

以下、各会計予算について、順次、御説明申し上げます。

一般会計予算については、民生費の増などにより、令和7年度予算と比べて16億6千万円の増となっております。

歳出の概要について、款ごとに御説明申し上げます。

1款議会費については、令和7年度と比べて627万8千円減の4億5千689万5千円を計上しております。

2款総務費については、旭川市立大学施設整備補助金の減等により、15億6千427万3千円減の113億7千63万5千円を計上しております。

主な事業としては、地域公共交通対策費、中核市サミット開催事業費、次世代窓口構築運営費等であります。

3款民生費については、子どものための教育・保育給付費の増等により、15億8千676万8千円増の807億9千872万3千円を計上しております。

主な事業としては、不登校児童生徒支援費、若者総合相談事業費等であります。

4款衛生費については、8千321万9千円増の148億4千645万6千円を計上しております。

主な事業としては、スマートウェルネス推進費、GX推進費等であります。

5款労働費については、2千419万7千円増の1億1千662万円を計上しております。

主な事業としては、地域企業人材確保支援費等であります。

6款農林水産業費については、農業振興基金積立金の増等により、1億8千929万9千円増の22億1千33万1千円を計上しております。

主な事業としては、強い園芸産地づくり支援費、ICT環境制御技術実証費等であります。

7款商工費については、HACCP等対応施設整備支援費の増等により、12億9千624万3千円増の85億5千957万6千円を計上しております。

主な事業としては、戦略的国内外市場開拓推進費、中小企業AI・DX活用支援費、観光受入体制充実費等であります。

8款土木費については、道路橋りょう整備費の減等により、6億3千762万5千円減の150億2千897万7千円を計上しております。

主な事業としては、除雪費、道路側溝整備費等であります。

9款消防費については、高機能消防指令センター装置改修費の減等により、2億1千270万5千円減の10億2千129万6千円を計上しております。

10款教育費については、3千984万円減の108億5千278万3千円を計上しております。

主な事業としては、学校給食費支援費、子ども未来リユースバンク事業費、マイセン展示事業費等であります。

11款災害復旧費については、令和7年度と同額の5千830万円を計上しております。

12款公債費については、長期債利子及び一時借入金利子の増等により、1億5千99万5千円増の161億9千940万8千円を、13款職員費については、給与及び諸手当の増等により、7億9千万円増の202億3千万円を、14款予備費については、令和7年度と同額の5千万円をそれぞれ計上したところであります。

次に、歳入の主要なものについて御説明申し上げます。

1 款市税については、個人市民税の増等により、令和7年度予算と比べて14億5千万円増の437億円を計上しております。

5 款国有提供施設等所在市町村助成交付金については、664万3千円減の2億6千545万7千円を計上しております。

6 款地方特例交付金については、1億9千400万円増の4億5千800万円を計上しております。

7 款地方交付税については、7千800万円減の384億2千400万円を計上しております。

9 款地方譲与税については、2千166万4千円減の14億5千508万4千円を計上しております。

1 1 款配当割交付金については、4千900万円増の1億8千300万円を計上しております。

1 2 款株式等譲渡所得割交付金については、4千900万円増の2億7千700万円を計上しております。

1 3 款法人事業税交付金については、6千100万円増の8億5千900万円を計上しております。

1 4 款地方消費税交付金については、10億8千700万円増の100億8千700万円を計上しております。

1 5 款分担金及び負担金については、361万5千円増の4億959万7千円を計上しております。

1 6 款使用料及び手数料については、9千236万3千円減の31億2千307万6千円を計上しております。

1 7 款国庫支出金については、情報システム標準化環境整備補助金の減等により、15億4千305万円減の406億1千227万3千円を計上しております。

1 8 款道支出金については、給食費負担軽減交付金の増等により、7億2千42万1千円増の146億8千979万円を計上しております。

1 9 款財産収入については、不用物品売払収入の増等により、1億3千945万6千円増の3億5千647万円を計上しております。

2 0 款寄附金については、あさひかわ応援寄附金の増等により、7億2千684万円増の43億685万4千円を計上しております。

2 1 款繰入金については、4千209万6千円増の31億439万5千円を計上しております。

2 3 款諸収入については、商工費貸付金元利収入の増等により、7億2千219万1千円増の100億5千21万6千円を計上しております。

2 4 款市債については、大学施設等整備事業債の減等により、18億1千690万円減の92億9千860万円を計上しております。

次に、債務負担行為及び地方債については、それぞれ予算書の第2表、第3表で定めようとするものであります。

また、一時借入金については、借入れの最高額を200億円と定めようとするものであります。

以上、一般会計予算について御説明申し上げます。

次に、各特別会計予算の概要について御説明申し上げます。

国民健康保険事業特別会計については、令和7年度予算と比べて5億8千857万7千円減の35億3千585万5千円を計上しております。

動物園事業特別会計については、4億6千644万6千円減の21億4千58万4千円を計上しております。

公共駐車場事業特別会計については、317万8千円減の8千955万円を計上しております。

育英事業特別会計については、4千481万1千円増の3億204万8千円を計上しております。

介護保険事業特別会計については、5億9千932万4千円増の376億5千388万6千円を計上しております。

母子福祉資金等貸付事業特別会計については、7千638万7千円減の8千98万2千円を計上しております。

後期高齢者医療事業特別会計については、9億8千881万6千円増の75億6千739万円を計上しております。

水道事業会計については、令和8年度の業務予定量として、給水戸数17万1千300戸、年間総給水量3千153万9千200立方メートルなどを見込んでおります。

収益的収支については、水道事業収益が847万3千円増の68億8千143万9千円、水道事業費用が1億384万8千円増の63億8千772万9千円、また、資本的収支については、資本的収入が8千968万7千円増の34億3千246万8千円、資本的支出が7千106万7千円減の69億4千463万6千円を計上しております。

下水道事業会計については、令和8年度の業務予定量として、排水戸数16万6千200戸、年間総処理水量4千840万7千100立方メートルなどを見込んでおります。

収益的収支については、下水道事業収益が7千566万6千円増の95億287万7千円、下水道事業費用が7千265万4千円増の92億6千592万円、また、資本的収支については、資本的収入が729万6千円増の40億8千956万1千円、資本的支出が2億7千509万1千円減の62億4千12万7千円を計上しております。

病院事業会計については、令和8年度の業務予定量として、入院患者数11万3千150人、外来患者数21万2千80人などを見込んでおります。

収益的収支については、病院事業収益が6億7千167万4千円増の142億2千370万3千円、病院事業費用が1億5千243万7千円増の145億1千543万2千円、また、資本的収支については、資本的収入が4億1千914万1千円減の11億6千945万9千円、資本的支出が3億9千198万6千円減の18億2千773万4千円を計上しております。

このほか、3企業会計いずれも、関係する条文等についてそれぞれ定めようとするものであります。

以上、令和8年度旭川市各会計予算の概要について御説明申し上げます。

よろしく御審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。（降壇）

○議長（福居秀雄） 次に、議案第25号ないし議案第42号の以上18件について、議案番号の順序に従い、順次、提出者の説明を求めます。

三宅地域振興部長。

○地域振興部長（三宅智彦） 議案第25号、旭川市建築物における駐車施設の附置等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

本案は、令和7年3月、国において駐車場法施行令が改正され、自動車の駐車需要を生じさせるような大規模な用途を指す特定用途に共同住宅が追加されたことに係り、本市における共同住宅は、一般に敷地にゆとりを持った屋外駐車スペースが確保されているなど、東京や大阪などの大都市とは都市環境が異なり、現時点において、共同住宅に起因する、特に荷物の出し入れを行うための荷さばき車両などによる道路交通への影響が顕在化している状況にはないことから、本条例に規定する特定用途につきましては、引き続き共同住宅を含めないものとする改正であります。

なお、施行日につきましては、令和8年4月1日からとしようとするものであります。

以上、よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（福居秀雄） 土岐総務部長。

○総務部長（土岐尚義） 議案第26号から議案第28号までにつきまして、提案理由を御説明申し上げます。

初めに、議案第26号、旭川市行政手続条例の一部を改正する条例の制定につきましては、行政手続法の改正に準じ、聴聞及び弁明の機会の付与の意見陳述手続の通知を公示送達によって行う場合の方法について、掲示場への掲示以外の閲覧の方法を追加しようとするものでございます。

次に、議案第27号、旭川市職員の配偶者同行休業に関する条例の制定につきましては、外国で勤務等をする事となった配偶者とともに生活をしたいと希望する職員に対し、休業を認めるため、配偶者同行休業の実施について、条例を制定しようとするものでございます。

次に、議案第28号、旭川市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、国家公務員の給与改定に準じて、交通用具を使用する場合の通勤手当の上限額を定めようとするものでございます。

以上、よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（福居秀雄） 河端消防長。

○消防長（河端勝彦） 議案第29号、旭川市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

本案は、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、非常勤消防団員等の損害補償に係る補償基礎額及び扶養に係る加算額を改正しようとするもので、施行日は令和8年4月1日としております。

以上、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（福居秀雄） 高田保険制度担当部長。

○福祉保険部保険制度担当部長（高田敏和） 議案第30号から議案第32号までの3件につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

初めに、議案第30号、旭川市高齢者バス料金助成乗車証条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

1点目は、寿バスカードの交付時負担金について、平成18年度の導入以降、バス運賃の上昇などの社会環境が変化していることから、今後も安定的に事業を継続するため、改正を行おうとするもので、改正額は、市民意見提出手続の結果等も踏まえて、1年間の金額として、現行の2千円を

3千円、身体障害者手帳等をお持ちの方は現行の1千円を1千500円といたします。

また、これに連動して、年度の途中で購入された場合、11か月以下の残り有効期間に応じた金額についても改正を行おうとするものであります。

2点目は、新たに災害時への対応や運転免許証自主返納者への支援を行うため、交付時負担金の減免に関わる規定を設けようとするものであります。

次に、議案第31号、旭川市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

1点目は、限度額適用認定証やマイナ保険証の普及により、今後、利用が見込めない高額療養資金貸付金について、廃止しようとするものであります。

2点目は、国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、賦課限度額を引き上げるほか、低所得者に対する保険料の軽減所得基準額の算定において、被保険者数に乗じる金額を引き上げようとするものであります。

3点目は、令和8年度から子ども・子育て支援納付金制度が開始されることに伴い、所要の規定を整備しようとするもので、4点目は、附則において、申請期間が終了した傷病手当金に係る規定を削除しようとするものであります。

これらの改正は、令和8年4月1日から施行し、令和8年度分の保険料について適用しようとするものであります。

次に、議案第32号、旭川市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

1点目は、介護保険法施行令の一部改正により、税制改正による保険料算定への影響を調整する特例措置が講じられたことに伴い、令和8年度に限り、保険料算定方法の特例について規定しようとするもので、2点目は、附則において、既に実効性を失いました規定を整理しようとするものであります。

これらの改正は、令和8年4月1日から施行し、令和8年度分の保険料について適用しようとするものであります。

以上、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（福居秀雄） 山口健康保健部長。

○健康保健部長（山口 亮） 議案第33号、旭川市手数料条例の一部を改正する条例の制定につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

本案は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の一部改正に伴い、引用条項を整理しようとするものでございます。

施行日につきましては、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の施行日に合わせ、令和8年5月1日としております。

以上、よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（福居秀雄） 木村病院事務局長。

○市立旭川病院事務局長（木村直樹） 議案第34号、市立旭川病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

本案は、当院の厳しい経営状況のほか、物価や人件費などのコストが上昇している現状を踏まえ、健康保険適用外診療に係る診療単価、一般病室以外の各種個室や複数のベッドがある部屋を1人で使用する場合に加算される料金、新生児室の利用料金、各種証明書や診断書などの文書料の一部に

つきまして、市内における同規模の医療機関との均衡等も勘案し、増額となる改定を行おうとするものでございます。

施行日につきましては、令和8年6月1日としております。

以上、よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（福居秀雄） 向井子育て支援部長。

○子育て支援部長（向井泰子） 議案第35号及び議案第36号の以上2件につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

初めに、議案第35号、旭川市子ども総合相談センター条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本案は、母子保健と児童福祉の両機能が一体的に相談支援等を行うこども家庭センター機能の体制強化を図るため、おやこ応援課と子ども総合相談センターの組織を統合し、旭川市こども家庭センターとして機構上の整理を行うことから、施設名称のほか、所要の規定の整備を行うものでございます。

施行日は、令和8年4月1日としております。

次に、議案第36号、旭川市保育所条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本案は、令和8年度から給付制度に移行する乳児等通園支援事業、いわゆるこども誰でも通園制度を公立保育所が実施する場合の利用料金を定めるため、所要の規定の整備を行うものでございます。

施行日は、令和8年4月1日としております。

以上、よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（福居秀雄） 坂本学校教育部長。

○学校教育部長（坂本考生） 議案第37号、旭川市学校給食共同調理所条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由を御説明申し上げます。

本案は、現在、自校の給食のみを調理している愛宕東小学校の給食調理施設について、令和8年度から愛宕小学校に給食を提供することに伴い、共同調理所に位置づけるため、条例の一部を改正しようとするものでございます。

施行日は、令和8年4月1日であります。

以上、よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（福居秀雄） 田村社会教育部長。

○社会教育部長（田村 司） 議案第38号、契約の締結につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

大雪クリスタルホール照明装置更新業務につきましては、契約金額1億9千910万円で東邦電設株式会社と契約を締結しようとするもので、契約の方法は条件付一般競争入札であります。

以上、よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（福居秀雄） 樽井市民生活部長。

○市民生活部長（樽井里美） 議案第39号、旭川市の特定の事務を取り扱う郵便局の指定につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

本案は、マイナンバーカードに搭載される署名用電子証明書及び利用者証明用電子証明書の更新

申請等に係る事務を、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間、一部の郵便局において取り扱うことができるよう、東旭川郵便局ほか12局を指定しようとするものであります。

地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律第3条第3項の規定により、議会の議決を得ようとするものであります。

以上、よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（福居秀雄） 酒井監査事務局長。

○監査事務局長（酒井睦元） 議案第40号、包括外部監査契約の締結につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

本案は、地方自治法第252条の36第1項の規定に基づき、包括外部監査契約の締結に関し、議会の議決を得ようとするものでございます。

契約の内容といたしましては、包括外部監査契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告を受けるため、令和8年4月1日から、1千200万円を上限とする額で公認会計士堤直美氏と契約を締結しようとするものであります。

以上、よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（福居秀雄） 富岡土木部長。

○土木部長（富岡賢司） 議案第41号、市道路線の廃止について及び議案第42号、市道路線の認定についての2つの議案につきましては、関連がございますので、一括して提案理由を御説明いたします。

本案は、市道の廃止、認定につきまして、起終点変更に伴う廃止、開発行為による帰属や新たな道路用地の取得等により、4路線2.32キロメートルを廃止し、16路線4.49キロメートルを認定しようとするものでございます。

以上、よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（福居秀雄） 以上で、提出者の説明を終わります。

したがって、これより市政方針等に対する代表質問並びに各号議案に対する質疑に入る順序となるわけではありますが、議事運営の都合により、この場合、代表質問並びに質疑は、後日に譲ることにいたします。

○議長（福居秀雄） 日程第7、請願・陳情議案の審査結果報告についてを議題といたします。

本案は、日程第7付表のとおり、子育て文教常任委員会委員長から審査結果の報告書が議長宛て提出されておりますので、これより子育て文教常任委員会委員長の報告を求めることにいたします。

子育て文教常任委員会

委員長 18番 塩尻議員。

○塩尻英明議員（登壇） 子育て文教常任委員会に付託を受けておりました請願・陳情議案のうち、結論を得たものにつきまして御報告申し上げます。

まず、陳情第14号、旭川女子中学生いじめ凍死事件を起因とする旭川市への訴訟に関して、非公開での協議ではない方法を求めることについてであります。裁判は裁判所の判断により進められていること、また、裁判所にはマスクングしていない報告書が提出されていることから、願意に沿い難く、不採択とすべきものと決定いたしました。

次に、陳情第47号、いじめの重大事態に関して和解に応じないことを求めることについてであります。裁判所にはマスキングしていない報告書が提出された上で、裁判所において法的根拠を基に和解勧告がなされたものと理解できることから、願意に沿い難く、不採択とすべきものと決定いたしました。

以上で、審査結果の報告を終わらせていただきます。（降壇）

○議長（福居秀雄） これより、質疑に入ります。

発言の通告がありません。御発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福居秀雄） 別に御発言がなければ、質疑・討論終結と認め、直ちに採決いたします。

採決は、電子表決システムにより行います。

本案に対する委員長報告は、いずれも不採択でありますので、原案について採決いたします。

お諮りいたします。

本案について、いずれも採択することに賛成の議員は賛成ボタンを、反対の議員は反対ボタンを押してください。

押し間違いはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福居秀雄） なしと認め、確定いたします。

（議場内モニターに採決結果を表示）

○議長（福居秀雄） 賛成少数であります。

よって、本案は、いずれも不採択とすることに決定いたしました。

○議長（福居秀雄） ここで、お諮りいたします。

本定例会は、議案調査等のため、明2月27日から3月3日までの5日間、休会することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（福居秀雄） 御異議なしと認めます。

よって、明2月27日から3月3日までの5日間、休会することに決定いたしました。

○議長（福居秀雄） 本日の会議は、以上で終わりたいと思います。

なお、3月4日、本日に引き続き午前10時から会議を開きますので、定刻までに御参集願います。

3月4日の議事日程は、本日の続行であります。

それでは、本日の会議は、これをもって散会いたします。

散会 午前11時55分

以上のとおり会議のてんまつを記載し、その
相違ないことを証するため、ここに署名する。

旭川市議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員